太陽光発電　業務委託契約書

○○県（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲県〇市〇町〇を予定地とした、太陽光発電設備導入施設建設業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務の仕様については、別紙「甲県太陽光発電設備導入計画」記載のとおりとする。

第２条

本件業務の委託期間は、本日から令和〇年○月〇日までとする。ただし、自然災害発生などやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえで当該期間を延長することができるものとする。

第３条

甲は、乙に対し、委託料として金〇円を支払う。

2　乙は、第8条に記載する本件業務の完了後翌月〇日までに委託料を甲に請求するものとし、甲は、請求書受けた日から起算して30日以内に、委託料を乙指定の銀行口座に振込んで支払う。振込手数料は甲が負担する。

3　前項の規定にかかわらず、乙は、必要と認めるときは、委託金の一部前払いを甲に求めることができる。

第４条

乙は、契約締結後速やかに業務計画書を提出する。

2　乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務を、善良なる管理者としての注意をもって行う。

第５条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承認を得た場合はこの限りではない。

第７条

甲は、必要に応じて、乙に対し本件業務の進捗状況について調査し、指示し、または報告を求めることができる。

第８条

甲は、乙から本件業務の実績報告を受けたときは、その日から起算して〇日以内に、本件業務の完了について検査を行うものとする。

第９条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　本契約の規定の一に違反したとき

⑶　本件業務を遂行することが明らかに困難であると認められるとき

2　前項の規定は、委託料の返還または損害賠償の請求を妨げない。

第１０条

乙がその責めに帰すべき理由により、本件業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第１１条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１２条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　○○県　　知事　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　 印